

公益財団法人秋田県学校給食会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人秋田県学校給食会（以下「この法人」という。）の定款第16条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (5) 非常勤役員等とは、非常勤役員及び評議員をいう。
- (6) 報酬とは、役員及び評議員に対する報酬をいう。
- (7) 通勤手当とは、常勤役員が通勤のために要する経費をいう。
- (8) 費用とは、報酬及び通勤手当以外で職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事長及び常勤役員の報酬は、月額を、理事長以外の非常勤役員等の報酬は、定額を支払うものとする。

(報酬の額の決定)

第4条 理事長及び常勤役員の報酬は、別表第1理事長及び常勤役員の報酬月額とする。

- 2 理事長以外の非常勤役員等の報酬は、別表第2理事長以外の非常勤役員等の報酬に定める定額とする。

(報酬の支給日)

第5条 理事長及び常勤役員の報酬は、毎月、職員の給与の日に支払うものとする。

ただし、支給日が土曜日、日曜日又は休日にあたる時は、支給日前において、支給日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日とする。

- 2 理事長以外の非常勤役員等の報酬は、理事会又は評議員会に出席等の都度、支給する。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって直接本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給することができる。

(通勤手当)

第7条 この法人は、常勤役員にその通勤実態に応じて通勤手当を支給することができる。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務を行うために要する費用を支払うことができる。

2 費用の額は実費とし、役員及び評議員は証拠書類を添付して請求しなければならない。

3 費用の請求があったときは、その請求日から遅滞なく現金で支払うものとする。

4 職務遂行に当たり、前払いを要する費用は、前払いするものとする。

(公表等)

第9条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第20条第1項に定める報酬等の支給の基準とする。

2 前項の基準は、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(改 廃)

第10条 この規程は、評議員会の決議によって改正又は廃止することができる。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 理事長及び常勤役員報酬月額

役 職 名	報 酬 月 額
理 事 長	80,000円
常 務 理 事	220,000円

別表第2 理事長以外の非常勤役員等の報酬

役 職 名	報 酬 の 額
理事、監事、評議員	理事会又は評議員会出席等の都度 1人 6,000円